

令和 7 年度 第 5 回

上島町農業委員会 議 事 録

令和 7 年 8 月 8 日

開	会	令和7年8月8日 13時30分		
閉	会	令和7年8月8日 14時07分		
開	催 場 所	上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現 地 見回り	日 時	① 8/5 10:00	② 8/5 14:00	③ 8/4 14:00
		④ 8/7 10:00	⑤ 8/7 10:00	
	農業委員 推進委員	① 田中 一富 委員	② 竹川 修 委員	③ 濱本 等 委員
		④ 砂川 正治 委員	⑤ 砂川 正治 委員	
	事 務 局	① ～⑤ 田名後高広		
	出 席 委 員	古本 貢 委員	小西 佳子 委員	西原 邦彦 委員
		砂川 正治 委員	仲平 まゆみ 委員	田中 一富 委員
		村上 穂 委員	児玉 昭一 委員	岡辺 恒一 委員
		濱本 等 委員	村上 啓祥 委員	青木 俊樹 委員
		竹川 修 委員	平岡 修 委員	
欠 席 委 員	森本 隆人 委員			
職務のため出席した者の氏名	黒瀬 智貴		松浦 孝志	田名後 高広
	砂川 雅栄			
議 事 録 署 名 人	砂川 正治 委員		西原 邦彦 委員	
議 事 の 概 要	日程第1	会議録署名委員の指名について		
	第1号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)		
	第2号議案	農地法第3条許可申請について(弓削)		
	第3号議案	農地法第4条許可申請について(岩城)		
	第4号議案	農用地利用集積等促進計画(案)の諮問について(岩城)		
	第5号議案	農用地利用集積等促進計画(案)の諮問について(岩城)		
	その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他		

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開 会)	事務局長	定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より令和7年度第5回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、森本推進委員が欠席です。本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員6名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。砂川委員、西原委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	8月5日に事務局と現地確認に行きました。この場所は、畦道状なんです。譲受人に所有権を移転して、隣の畑と一緒に使用するというものです。で何も問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第2号議案	議 長	それでは、第2号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第1号議案の説明と同じとなっております。第2号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された竹川委員の説明を求めます。
	竹川委員	8月5日に事務局と現地確認に行きました。該当地は、リゾート施設東側の弓削島循環線沿いにありまして、現況写真のように草は生えていますが雑木はなく、農耕が可能であるというふうに判断しております。また、隣接しています立地なんです、宅地となっており、譲受人が新築を予定していると聞いております。農耕地を開拓するのに適しているのではないかと判断いたします。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第3号議案	議 長	それでは、第3号議案、農地法第4条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		まず、「一般基準」については、(1)農地のすべてを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。第3号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された濱本委員の説明を求めます。
	濱本委員	8月4日に事務局と現地確認に行きました。顛末書に書いてある通り、平成8年からずっとこの状態が続いていて、5～6年前に私が防災パトロールに行った時も違反だという指摘があって、その時は行政がおかしいんじゃないんかと思っていて。こういうのを知っとけば早く教えてあげられたん

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		ですけど。現状につきましては、家を建ってもう数十年が経っていますんで、それを壊せというわけにはいかないんで認めてもらうしかないんじゃないかと思います。これ余談なんですけど、パトロールをしていて、岩城の方も搬入路がまだ農地のままになってるところがあると記憶しておりますので、事務局でそういうところを把握しておればその方に通知して手続きをしてもらうようにしたいと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	小西委員	すみません、8 ページなんですけど、全部これ個人情報で各家の名前が載ってますよね、これちょっとまずいんじゃないんですかね。第 1 号議案の時もそうだったので、同じように今回も出たので言わせてもらったんですけど。
	事務局	ゼンリン地図の CD には各家の名前が出ますね。
	小西委員	公表しとったらいいんですかね。今後、こういった場合の時はどうなんでしょう。
	議 長	こういう会議に使うだけなので大丈夫ではないかと。
	事務局長	以後、気にはかけておきます。
	議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第 3 号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適切であるとの意見書を添えて県に進達いたします。
第 4 号議案	議 長	それでは、第 4 号議案、農用地利用集積等促進計画(案)の諮問について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		なお、農地中間管理事業の推進に関する法律における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地のすべてを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間 150 日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第 4 号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された砂川委員の説明を求めます。
	砂川委員	8 月 7 日に事務局と現地確認に行きました。ここは、何十年も賃貸借契約をして耕作していたのですが、今回から農地中間管理事業を通じて契約

